

障害者ケアマネジメント(相談支援)に関する人材育成について

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課
地域生活支援推進室 相談支援専門官 鈴木 智敦

最近の外部の講演会や行政説明で相談支援に関係する全体的なまとめのなかでお話をさせて頂いている内容のポイントについてメモ書的にレジメにしています。

1.【都道府県では】(都道府県(自立支援)協議会)

←都道府県内の市区町村格差はなぜ生じているのか？

←都道府県の人材育成の仕組みと関与は

○都道府県の研修や人材育成の体制・仕組みは安定して成長し続けられているのか

・都道府県の体制、取り組み。地域との役割分担。

・地域間格差に対する都道府県としての取り組み・働きかけ。

(地域自立支援)協議会の連絡会や情報交換会の実施

市区町村相談支援体制整備の状況が見える化等

2.【地域では】(市区町村・(地域自立支援)協議会等)

←何がどう変わってきたか、成果の見える化 地域の体制はできたのか？

協議会による地域のB to A

○相談支援体制、機能・役割の整理とシステムづくり

・行政、基幹、委託、指定特定、後見、虐待防止、就業・生活支援センター、地域包括支援センター、地域生活定着支援センター、発達障害者支援センター、保健所、学校、子育て思念、生活困窮者等々

○連携と情報、仲間と地域づくり

・なんのために。共有の目標・目的がなければ集まらない、続かない

○地域(わがまち)における支える仕組み

・行政、協議会、基幹、委託、障害福祉サービス、児、高齢、地域、インフォーマル、住民等々

3.【組織(事業所)では】(理念の共有・人材育成方針と効果・効率的な経営等)

←人材を、現場・事業所組織でどう育てるか→他法人との交流・協働

←スケールメリットと情報開示

○人材育成と組織運営(事業所としての絶対的自信と信頼感は)

事業所としてその計画相談の内容でいいか？

・キャリアパス、指針・目標、自己研鑽(+研修、OJT)、効果・効率化、内部協働・地域との連携

事業の整理と費用対効果

4.【相談支援専門員個別には】(専門職として)(モニタリング等)

←相談支援専門員(あなたに)関わってもらえてよかった?

○スキルの向上、質の担保、エビデンス、対応力

・お金をもらって働くということ、絶対的な必要性、ケアマネの真骨頂、いわゆるセルフとの違いは何か。

・地域移行・定着、長期入院・矯正施設。強度行動障害、発達、高次脳、重症児、医療的ケア児、就労支援、成年後見や虐待防止等々への対応力は

○相談支援は計画作成における効果、適正なモニタリング、質の確保が改めて問われる。

←専門性とは?

□サービス等利用計画によるB to A

*車の4つのタイヤ

5. 課題と展望(今後について)

○市町村の相談支援体制の整備状況の再確認を!!(モニタリング頻度を踏まえた必要な体制)
本来の基幹や委託(市区町村)が実施すべき役割・機能と指定特定との整理、切り分け

○セルフ率

○協議会の活性化と活用

○質の課題

○(本人と地域の) B to A

○制度全体、3年後の見直し、5・10年先の相談支援専門員

参考資料 1

障害者相談支援従事者指導者養成研修について開催当初からを振り返り、本日の研修会用に、便宜上大きなまとまりで時期を整理。

【準備期】 H7～H9

H7～H9 ケアガイドライン、試行事業の実施、人材育成（研修）への準備

【第 1 期】 H10～H16

H10～H13 ケアマネジメントの普及期、各障害別、ニーズ・特性、生活アセスメントの強調、
社会資源開発や福祉用具等のコマ（環境整備）

- ・ H10 身体は名古屋市で実施、知的は三重県、精神は栃木県とそれぞればらばらで実施
- ・ H11 身体・知的は会場が一緒（横浜）
- ・ H12 身体・知的を名古屋で一部合同実施、精神は別
- ・ H13 身体・知的はロフォス湘南に、精神は大阪で実施

H14 「障害者ケアガイドライン」

・ H14 より 3 障害とも会場はロフォス湘南、共通項・研修実施者側が同会場に集い 3 障害が身近に、それぞれの内容確認。

1 日目、2 日目の講義や当事者ニーズ論は、三障害合同で実施された。

身体・知的は、一部メニューが異なるものの、演習等は合同で実施していた。

H15 支援費制度

- ・ 精神のみ H15 まで、3 日目以降の演習もばらばらであった。
 - ・ H15、H16 年と国研修にて上級研修が開催され、H18 年以降の現任研修の元になった。
 - ・ H16 はじめて、国において精神も含めて一部のみ 3 障害合同演習が開催された。
- ここまでの、5 日間の伝達研修を実施していた。

【第 2 期】 H17～H22

H17～H20 自立支援法施行→改正に向けて

- ・ H17 より研修が戸山サンライズへ。3 日間となる。

自立支援法の基本理念、支給決定プロセス、程度区分認定調査等講義

H18 自立支援法施行

H18.10 サービス利用計画

- ・ H18 障害者自立支援法による改革（伊原企画官）
自立支援協議会の運営、スーパーバイズの実際。
- ・ H19 都道府県研修の実施方法、退院促進・地域移行の実践報告、協議会の運営、S V

- ・H20 相談支援事業の現状と課題、実践報告、地域移行、権利擁護、行動援護、モニタリング
SV、協議会
- ・H21 自立支援法の見直し、研修の企画運営（継続研修の必要性とプログラム構築 H20 推進事業）
人事育成、初任者研修の企画運営・演習指導要領の検討、現任研修の企画運営
（研修の実施方法を研修する内容を導入）
- ・H22 初任者・現任の企画運営、人材育成とOJT、SV、研修プログラムのポイント
（現任研修についてを焦点化）

【第3期】H23～H27（オールケアマネ、体制整備、研修企画・運営強化）

- ・H23 法の円滑な施行のための研修、協議会の活性化、虐待への対応、矯正施設退所者、専門コース別研修の企画運営（改正自立支援法施行のための内容に重点化）

H23.6 虐待防止法成立、H24.10 施行

H24 オールケアマネ

- ・H24 対象者拡大に伴う相談支援専門員の質の確保、ファシリテーター研修の実例、研修の体制づくり
（体制構築の視点）、基幹（地域づくり）（改正自立支援法の円滑に進めるための研修、虐待防止法）

H25 総合支援法施行

- ・H25 オールケアマネに向けて、都道府県担当者**のみ**の演習、基幹の推進、計画相談のチェックリスト
計画相談を促進するための対応（市区町村・都道府県）、研究事業の紹介、企画のチェックリスト
- ・H26 都道府県研修の質の向上、研修の体制強化内容の充実を重点化
ファシリテーター（研修体制の確保）、演習内容の検討
- ・H27 都道府県研修の質の向上、研修の体制強化内容の充実を重点化
専門コース別研修のヒント（トピック：虐待、就労B、発達、地域移行等）
オールケアマネから相談の質の確保、スーパービジョンとファシリテーションの整理、報酬改定
等

【今後へ向けた展開】

【参考資料】 障害者施策の流れと障害者ケアガイドラインの導入

<p>1981 (S56) 「国際障害者年」 1982 (S57) 「障害者に関する世界行動計画」 1983 (S58) 「国連・障害者の十年」 ～1992 (H4) 1993 (H5) 「アジア太平洋障害者の十年」 ～2002 (H14)</p> <p>1993(H5)：心身障害者対策基本法→障害者基本法 1995(H7)：精神保険法→精神保健福祉法 1998 (H10)：精神薄弱者福祉法→知的障害者福祉法</p> <p>2003 (H15)：支援費制度の施行 2006 (H18)：障害者自立支援法施行 2013 (H25)：障害者総合支援法施行</p>	<p>1982 (S57.3) 「障害者対策に関する長期計画」</p> <p>1993 (H5.3) 「障害者対策に関する新長期計画」 1993 (H5.12) 「心身障害者対策基本法」 →「障害者基本法」へ</p> <p>1995 (H7.12) 「障害者プラン～ ～ノーマライゼーション7カ年戦略」(H8～H14) <総合的な支援体制の整備VI-5) 「身近な地域において、障害者に対して総合的な相談・生活支援・情報提供を行う事業を、概ね人口30万人当たり2ヶ所ずつを目標として設置する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村障害者生活支援事業 ・精神障害者地域生活支援センター ・心身障害児(者)地域療育拠点施設事業(コーディネーター事業)(1990) →「障害児(者)地域療育等支援事業」 <p>2003：上記3事業の一般財源化</p>
--	--

障害者介護等サービス体制整備支援試行的事業の実施に向けての経緯

	身体障害	知的障害	精神障害
平成7年度 実施事業	(1)「障害者に係る介護サービス等の提供方法及び評価に関する検討会」を日本障害者リハビリテーション協会に設置 (3 障害合同の検討会と身体障害者部会の設置) (2)平成8年3月、日本障害者リハビリテーション協会における検討会中間報告として「身体障害者ケアガイドライン」作成	(1)「障害者に係る介護サービス等の提供方法及び評価に関する検討会」を日本障害者リハビリテーション協会に設置 (3 障害合同の検討会と身体障害者部会の設置) (2)平成8年3月、日本障害者リハビリテーション協会における検討会中間報告として「精神薄弱児・者ケアガイドラインの構成とアセスメント内容」作成	(1)「障害者に係る介護サービス等の提供方法及び評価に関する検討会」を日本障害者リハビリテーション協会に設置 (3障害合同の検討会と身体障害者部会の設置) (2)平成8年3月、日本障害者リハビリテーション協会における検討会中間報告として「障害者ケアガイドライン(精神障害者関係)について」を作成
平成8年度 実施事業	(1)「身体障害者ケアガイドライン試行事業」の実施 (栃木県大田原市、埼玉県北本市、	(1)厚生省心身障害研究班において「知的障害をもつ人のケアプランの基礎的研究」	(1)平成8年12月、検討会の関連施設において予備試行を実施

平成27年度東京都自立支援協議会セミナー (H27.12.11)

	東京都立川市、横浜市、名古屋市) (2)「身体障害者ケアガイドライン試行事業実践記録」作成	(2)日本障害者リハビリテーション協会における検討会中間報告と厚生省心身障害研究班の成果の一部を参考にして、「精神薄弱者介護等サービス調整指針(試案)」作成	
平成9年度 実施事業	(1)「身体障害者介護等サービス体制整備検討会」の設置 (2)「身体障害者介護等サービス体制整備支援試行的事業」の実施「検討会と研修事業のみ」 (3)厚生科学研究において、指導者養成研修カリキュラム・教材等の検討	(1)「平成9年度精神薄弱者介護等サービス調整指針試行事業」の実施 (埼玉東松山市、滋賀県甲賀郡、北九州) (2)厚生省心身障害研究班において「知的障害をもつ人のケアプランの基礎的研究」の継続	(1)「精神障害者ケアガイドライン試案」本試行暫定版)を作成し、試行調査を実施
ケアガイドライン 策定状況	平成10年5月、「身体障害者介護等支援サービス指針」作成	「精神薄弱者介護等サービス調整指針(試案)」	平成10年6月「精神障害者ケアガイドライン」作成
平成10年度 実施事業 及び予定	(1)3 障害合同の「障害者介護等サービス体制整備検討会」の設置 (検討事項:ケアマネジメント実施体制の骨子の検討) (2)「障害者介護等サービス体制整備検討会身体障害者部会」の設置 (検討事項:ケアマネジャーの要件、ケアマネジメント実施機関の基準・要件、ケアマネジャー指導者養成研修等) (3)都道府県・指定都市の「障害者介護等サービス体制整備検討委員会」の設置 (4)「ケアマネジャー養成指導者研修会」の実施(名古屋市において8/19～21開催) (5)各都道府県・指定都市が養成研修を実施 (6)都道府県・指定都市が「介護等サービス試行的事業」を実施	(1)3 障害合同の「障害者介護等サービス体制整備検討会」の設置 (検討事項:ケアマネジメント実施体制の骨子の検討) (2)「障害者介護等サービス体制整備検討会知的障害者部会」の設置 (検討事項:ケアマネジャーの要件、ケアマネジメント実施機関の基準・要件、ケアマネジャー指導者養成研修等) (3)都道府県・指定都市の「障害者介護等サービス体制整備検討委員会」の設置 (4)「ケアマネジャー養成指導者研修会」の実施(三重県において9月に開催) (5)各都道府県・指定都市が養成研修を実施 (6)都道府県・指定都市が「介護等サービス試行的事業」を実施	(1)3 障害合同の「障害者介護等サービス体制整備検討会」の設置 (検討事項:ケアマネジメント実施体制の骨子の検討) (2)「障害者介護等サービス体制整備検討会精神障害者部会」の設置 (検討事項:ケアマネジャーの要件、ケアマネジメント実施機関の基準・要件、ケアマネジャー指導者養成研修等) (3)都道府県・指定都市の「障害者介護等サービス体制整備検討委員会」の設置 (4)「ケアマネジャー養成指導者研修会」の実施(栃木県において6月に開催) (5)各都道府県・指定都市が養成研修を実施 (6)都道府県・指定都市が「介護等サービス試行的事業」を実施

(障害者介護等サービス体制整備支援試行的事業に関する説明会資料 H10.10.8 厚生省大臣官房障害保健福祉部)